

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2018年7月9日	
【会社名】	マネックスグループ株式会社	
【英訳名】	Monex Group, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 松本 大	
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号	
【電話番号】	03(4323)8698(代表)	
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 相川 浩	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号	
【電話番号】	03(4323)8698(代表)	
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 相川 浩	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	228,087,400円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	366,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．募集の目的及び理由

本募集は、当社の取締役、執行役及び執行役員、並びに当社子会社の取締役及び執行役員（社外取締役を除く。以下「対象役員等」といいます。）の報酬と当社株式価値とを連動させ、対象役員等が株価の上昇のみならず株価の下落リスクも当社株主の皆様と共有することで、当社の持続的な企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的とした、対象役員等を対象とする新たな報酬制度として、2017年4月28日開催の報酬委員会において導入することが決議された譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を踏まえ、当社の2018年7月9日の取締役会決議に基づき行われるものです。なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権（以下「当社譲渡制限付株式報酬」といいます。）として割当予定先である対象役員等に対して支給された金銭報酬債権を出資財産として現物出資させる方法で、自己株式の処分により交付されるものです。また、当社は、割当予定先である対象役員等との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

譲渡制限期間

割当予定先は、本割当契約により交付された当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、2018年7月27日から2021年8月1日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものといたします。

譲渡制限の解除条件

対象役員等が継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、正当な理由または死亡により上記のいずれの地位からも退任した場合は、当該事象の直後の時点をもって、譲渡制限を解除します。このとき、払込期日を含む月から当該退任又は退職した日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果単元未満の端数が生ずる場合には、これを単元株式数まで切り上げます。）について、譲渡制限を解除します。なお、上記、譲渡制限の解除条件により解除されなかった本割当株式については、当社は当該解除時点後、これを当然に、無償で取得するものとします。

株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員等がみずほ証券株式会社に開設した専用口座で管理されます。対象役員等は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象役員等が保有する本割当株式の口座の管理に関連してみずほ証券株式会社との間において所定の契約等を締結する予定です。

組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限り、）、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の本割当契約に定める組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、対象役員等が保有する本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除します。

- 2．本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

本有価証券届出書の対象となる当社普通株式については、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用があります。振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	366,700株	228,087,400	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式数)	366,700株	228,087,400	-

(注)1.「第1募集要項 1 新規発行株式 (注)1.募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づき対象役員等に割り当てる方法によります。

2.発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3.現物出資の目的とする財産は、対象役員等に対して1年分の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、それぞれの内容は以下のとおりです。

(単位：円)	割当株数	払込金額(円)
当社の取締役(社外取締役を除く)：2名	16,400株	10,200,800
当社の執行役：7名	166,100株	103,314,200
当社の執行役員、当社子会社の取締役及び執行役員：20名	184,200株	114,572,400

取締役兼務の執行役は取締役に含めています。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
622	-	1株	(自)2018年7月17日 (至)2018年7月26日	-	2018年7月27日

(注)1.「第1募集要項 1 新規発行株式 (注)1.募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づき対象役員等に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2.発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3.また、本自己株式処分は、本制度に基づき、対象役員等に対して1年分の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行なわれるため、金銭による払込みはありません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
マネックスグループ株式会社 本店	東京都港区赤坂一丁目12番32号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	110,000	-

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分は、本制度に基づき、当社譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする自己株式の処分として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第14期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月25日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2018年7月9日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月25日に関東財務局長に提出

3【訂正報告書】

訂正報告書(上記有価証券報告書の訂正報告書)を2018年7月4日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2018年7月9日）までの間において重要な変更があった事項は次のとおりです。

なお、文章中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2018年7月9日）現在において当社グループが判断したものであります。

仮想通貨ビジネスについて

コインチェック株式会社は、2018年1月に発生した不正アクセスにより仮想通貨NEMの不正送金に関連し、関東財務局から資金決済に関する法律第63条の16に基づく業務改善命令を受けています。本有価証券届出書提出日現在において、コインチェック株式会社は新規ユーザーの登録を制限しており、また、サービスの一部を停止しています。なお、技術的な安全性等の確認とともに、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与リスクに鑑みた措置を講じた仮想通貨については出金・売却を再開しています。

(1) 資金決済に関する法律（資金決済法）及び仮想通貨交換業の登録について

日本国内で仮想通貨と法定通貨との交換サービスを行うには、資金決済法に基づき、仮想通貨交換業の登録が必要です。コインチェック株式会社においては仮想通貨交換業の登録手続きは完了していませんが、2017年9月30日までに仮想通貨交換業の登録申請を行っているため、仮想通貨交換業を行うことができます。

本有価証券届出書提出日現在において、仮想通貨交換業の登録に向けて、経営管理態勢及び内部管理態勢等を充実・強化し、業務改善計画を真摯に遂行していますが、仮に、仮想通貨交換業の登録が拒否された場合、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

(2) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）及び仮想通貨交換業の登録について

犯罪収益移転防止法は、テロ資金や犯罪収益の追跡のための情報確保とマネー・ロンダリング及びテロ資金供与等の防止を目的としています。

コインチェック株式会社は、仮想通貨交換業の登録に向けて、同法に適合した本人確認の実施方法、本人確認記録及び取引記録の保存に関する内部管理態勢を整備しています。

しかしながら、仮に、コインチェック株式会社の業務方法が同法に適合せず、仮想通貨交換業の登録が拒否された場合、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

(3) 今後の法規制等の変更について

日本では他国に先駆けて仮想通貨に関連する法規制が行われましたが、仮想通貨は新しい概念であり、仮想通貨に関連する法的規制は、今後も変更される可能性があります。また、業界の自主規制ルールの制定又は改定等が行われる可能性があります。

これら規制内容の変更があった場合には、当社グループの事業領域の縮小や追加コストの発生、また、当社グループの顧客の取引動向に影響を与える可能性もあり、適時適切な対応がとれない場合には、当社グループの事業に支障をきたし、ひいては当社グループの競争力低下により、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

(4) 仮想通貨の消失について

コインチェック株式会社は、同社が管理する電子ウォレットにおいて顧客の所有する仮想通貨の預託を受けています。また、コインチェック株式会社は、権限のない第三者により電子ウォレットに対して不正アクセスされるリスクを軽減する等のサイバーセキュリティ対策を講じています。

しかしながら、サイバーセキュリティ対策を講じていたとしても、そのような不正アクセスが起こらないことを保証するものではなく、仮に、コインチェック株式会社が権限のない第三者により不正アクセスが行われた場合には、これらの電子ウォレットに保管される仮想通貨が消失され、仮想通貨を取り戻せない可能性があります。コインチェック株式会社の顧客の仮想通貨の消失により、顧客に対する多額の弁済が生じる可能性があるとともに、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

(5) 訴訟

コインチェック株式会社は、2018年1月に発生した仮想通貨NEMの不正送金に関して訴訟を提起されています。本有価証券届出書提出日現在においては、すべての事案において対応中であり結審された案件はなく、また、引当金の認識基準を満たしていないため、引当金を計上していません。コインチェック株式会社は、こうした訴訟に適切に対処していきますが、当該訴訟が同社にとって不利な結果に終わった場合には、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

マネックスグループ株式会社 本店
(東京都港区赤坂一丁目12番32号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。